

建築物石綿含有建材調査者講習 募集要項

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

■建築物石綿含有建材調査者コース（座学講習2日間）

講義終了後の筆記試験に合格した方には、『建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■特定建築物石綿含有建材調査者コース（座学講習2日間＋実地研修半日程度）

講義および実地研修終了後の筆記試験と口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■実地研修コース（建築物石綿含有建材調査者対象、実地研修半日程度）

実地研修終了後の口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

1. 各コース詳細

■建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は、2日間の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等におけるの事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築あるいは石綿含有建材調査に関する実務の経験年数が必要となります。下表の条件を満たしていない方は受講いただけません。

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上

6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3）	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号

※3 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第六号

※4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項

* 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

* 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」または様式-3「必要な書類一覧表」を参照ください。

（2）受講料

※ 消費税法の一部改正に伴い、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることが予定されています。それに伴い、当センター主催の講習会についても、税込受講料を開催時期による現行税率8%と新税率10%とを並行表示しております。受講料のお振込の際にはご注意ください。

●受講料【消費税込、テキスト代込】

開催日程が9月までの会場 54,000円（適用税率8%）

開催日程が10月以降の会場 55,000円（適用税率10%）

（3）受講日程

■第一日目 座学講習 第1講座①とガイダンスは順番が前後する場合があります。

9:00～9:30	受付
9:35～10:35（1時間）	第1講座① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1
10:35～10:45（10分）	受付、休憩
10:45～11:00（15分）	ガイダンス
11:00～12:00（1時間）	第1講座② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2
12:00～13:00（1時間）	昼休み
13:00～17:00（4時間）	第2講座 石綿含有建材の建築図面調査

■第二日目 座学講習

9:30～12:00（2.5時間）	第3講座 現場調査の実際と留意点（調査）
12:00～13:00（60分）	昼休み

13:00～14:30 (1.5 時間)	第 3 講座	現場調査の実際と留意点(分析)
14:30～14:45 (15 分)	休憩	
14:45～15:45 (1 時間)	第 4 講座	建築物石綿含有建材調査報告書作成
15:45～	筆記試験案内(10 分程度)	

■第三日目 修了考査(筆記試験)

マークシート方式試験(60 分)・調査票試験(60 分)

(4) 持ち物

筆記用具 (筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用)

■特定建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は精度の高い石綿調査を行い、その調査結果を飛散防止のために有効活用することを目的として、関係法令、石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、解体作業等における事前調査にも対応した知識を 2 日間の座学を通じて学びます。また実地研修では、建物における調査の実務能力を、実際の建築物を使用した演習を通じて習得します。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築あるいは石綿含有建材調査に関する実務の経験年数が必要となります。下表の条件を満たしていない方は受講いただけません。

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2 年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3 年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4 年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7 年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11 年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2 年以上
7	7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3）	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5 年以上

8	8-b 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

- ※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号
 ※2 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号
 ※3 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第六号
 ※4 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号
 ※5 労働安全衛生法第九十三条第一項

- * 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。
 * 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」または様式-3「必要な書類一覧表」を参照ください。

(2) 受講料

※ 消費税法の一部改正に伴い、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることが予定されています。それに伴い、当センター主催の講習会についても、税込受講料を開催時期による現行税率8%と新税率10%とを並行表示しております。受講料のお振込の際にはご注意ください。

●受講料【消費税込、テキスト代込】

開催日程が9月までの会場 97,200円（適用税率8%）
 開催日程が10月以降の会場 99,000円（適用税率10%）

(3) 受講日程

■第一日目 座学講習 第1講座①とガイダンスは順番が前後する場合があります。

9:00～9:30	受付
9:35～10:35 (1時間)	第1講座① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1
10:35～10:45 (10分)	受付、休憩
10:45～11:00 (15分)	ガイダンス
11:00～12:00 (1時間)	第1講座② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2
12:00～13:00 (1時間)	昼休み
13:00～17:00 (4時間)	第2講座 石綿含有建材の建築図面調査

■第二日目 座学講習

9:30～12:00 (2.5時間)	第3講座 現場調査の実際と留意点(調査)
12:00～13:00 (60分)	昼休み
13:00～14:30 (1.5時間)	第3講座 現場調査の実際と留意点(分析)
14:30～14:45 (15分)	休憩
14:45～15:45 (1時間)	第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書作成

15:45～16:00 (15分) 筆記試験案内・実地研修ガイダンス

■第三日目 実地研修 (グループに分かれ午前・午後のどちらか3時間程度)

9:00～12:00 (3時間) 実地研修(午前グループ)

13:30～16:30 (3時間) 実地研修(午後グループ)

■第四日目 修了考査(口述試験)

【口述試験】 (20分程度)

■第五日目 修了考査(筆記試験)

マークシート方式試験(60分)・調査票試験(60分)

(4) 持ち物

【講習全般】 筆記用具 (筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用)

【実地研修で必要な用具】 ヘルメット、マスク (RL3/RS3 国家検定合格品・使い捨て不可)、デジタルカメラ (スマートフォン等のカメラ不可:実際の調査現場ではセキュリティ上の理由で持ちこめないケースがあるため)、バインダー、作業着 (長袖・長ズボン)、作業靴(すべらない靴・スニーカー可)、懐中電灯、用具入れバッグ (マスクを収納できるもの。中身の見えないビニール袋等)、コンベックス (メジャー)、軍手

※ ヘルメットとマスクは、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは200円(税別)で貸与、マスクは5,000円(税別)での販売となります。

ご希望の方は講習開始1週間前までに受付事務局にご連絡ください。数に限りがございますので、予めご了承ください。なお、デジタルカメラの貸し出しは行っておりません。

■実地研修コース

本講習は建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方を対象に、実際の建築物を使った演習を通じて建物における調査の実務能力を習得する内容となっています。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築あるいは石綿含有建材調査に関する実務の経験年数が必要となります。下表の条件を満たしていない方は受講いただけません。

受講資格区分番号	学 歴・実務経験年数等
11	11-a 建築物石綿含有建材調査者で、 建築物石綿含有建材調査者として 石綿含有建材の調査に関する実務経験年数が 2年以上 の者
	11-b 建築物石綿含有建材調査者で、受講資格区分番号「1～7、8-b～10」に該当する者

※受講資格区分番号については、10ページの『建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格区分番号一覧』をご覧ください。

(2) 受講料

※ 消費税法の一部改正に伴い、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることが予定されています。それに伴い、当センター主催の講習会についても、税込受講料を開催時期による現行税率8%と新税率10%とを並行表示しております。受講料のお振込の際にはご注意ください。

●受講料【消費税込】

開催日程が9月までの会場 43,200円 (適用税率8%)

開催日程が10月以降の会場 44,000円 (適用税率10%)

(3) 受講日程

■第一日目 実地研修(グループに分かれ午前・午後のどちらか3時間程度)

9:00～12:00 (3時間)	実地研修(午前グループ)
13:30～16:30 (3時間)	実地研修(午後グループ)

■第二日目 修了考査(口述試験)

【口述試験】 (20分程度)

(4) 持ち物

【実地研修に必要な用具】 筆記用具、ヘルメット、マスク (RL3/RS3 国家検定合格品・使い捨て不可)、デジタルカメラ (スマートフォンのカメラ不可: 実際の調査現場ではセキュリティ上の理由で持ちこめないケースがあるため)、バインダー、作業着 (長袖・長ズボン)、作業靴 (すべらない靴・スニーカー可)、懐中電灯、用具入れバッグ (マスクを収納できるもの。中身の見えないビニール袋等)、コンベックス (メジャー)、軍手
※ ヘルメットとマスクは、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは200円(税別)で貸与、マスクは5,000円(税別)での販売となります。

ご希望の方は講習開始1週間前までに受付事務局にご連絡ください。数に限りがございますので、予めご了承ください。なお、デジタルカメラの貸し出しは行っておりません。

2. 受講申込み方法

- ① 受講申込書(様式-1)、実務経験証明書(様式-2)、受講票(様式-3)に必要事項を記入し、銀行振込票の写しと必要書類を同封の上、郵送でお申込みください。
- ② 受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票またはATMをご利用いただくか、ネットバンキングから直接下記銀行口座に振込みをお願いします。※振込手数料はご負担願います。

振込先: 三菱UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金

口座番号: 67233

口座名義: 一般財団法人 日本環境衛生センター

【消費税改正に伴う受講料のご案内】

消費税法の一部改正に伴い、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることが予定されています。それに伴い、当センター主催の講習会についても、税込受講料を以下のとおり表示しております。受講料のお振込の際にはご注意ください。

受講料(消費税込)	開催日程が9月までの会場	⇒現行税率8%を適用した金額
	開催日程が10月以降の会場	⇒新税率10%を適用した金額

- ③ 講習期間の日程・会場・講義科目および時間は、日本環境衛生センターホームページの「開催地・日程」および「講義・実施研修時間割」を参照ください。
- ④ 各会場ごとに申込締切日（必着）を設けておりますが、締切日前に定員に達した場合は、その時点で受付を終了します。お早めにお申込みください。
- ⑤ 各会場の空き状況は、お問い合わせ下さい。（日本環境衛生センター研修事業課 電話 044-288-4919）
- ⑥ お電話等による申込予約はできません。申込書の到着順に受け付けとさせていただきます。

3. 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。（区分番号は各コース共通）

受講資格区分番号	受講申込書 (様式-1)	実務経験 証明書 (様式-2)	受講票 (様式-3)	各種証明書	銀行振込票 の写し
1	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
2	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
3	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
4	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
5	○	○	○	-	○
6	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
7	○	○	○	講習を修了したことが証明できる書類等の写し	○
8	○	△*	○	・講習を修了したことが証明できる書類等の写し *特定コース、実地研修コースを受講の場合、実務経験証明書が必要	○
9	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
10	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
11	○	○	○	建築物石綿含有建材調査者修了証明書の写し	○
【注意事項】	写真貼付	・全欄記入 ・証明印が必要	・氏名欄記入 ・様式-1と同じ写真を貼付	〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合:会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知の写し	

※ 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書（原本）若しくは成績証明書（原本）も合わせて同封してください。

・平成21年以降に当該学校に入学された方は、卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていても、必ず履修科目証明書の原本が必要になります。

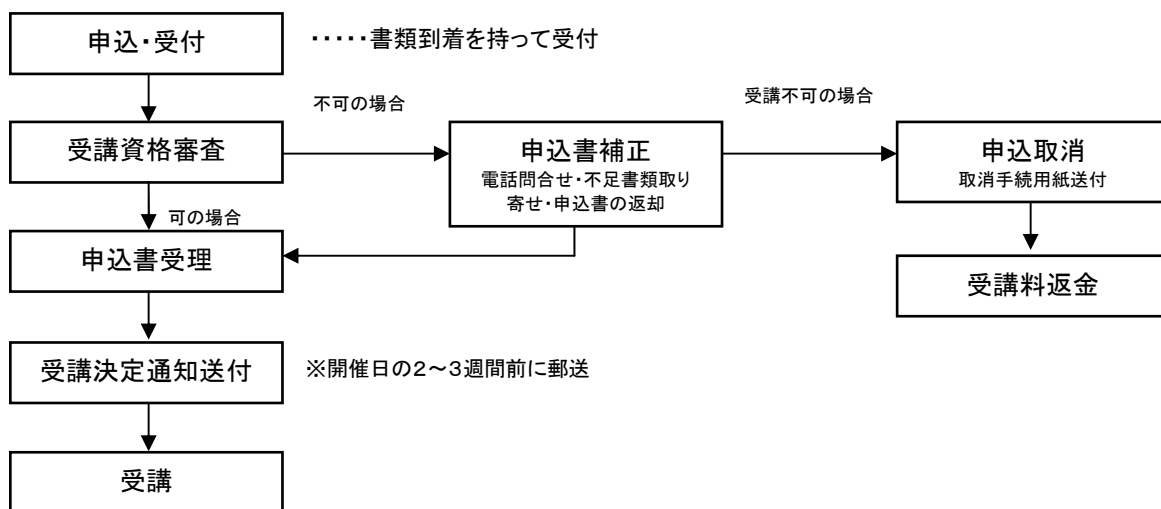
※ ネットバンキングで振込の場合は、振込完了画面のコピーを同封してください。

4. 申込書の審査・受講決定

- ① 受講資格の有無について申込書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足がなく、かつ審査を通過した方には、講習の2～3週間前に受講決定通知が發送されます。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ② 受講決定通知を受け取った際には、必ず「受講会場」「受講日時」等をご確認ください。
- ③ 受講決定通知發送後のキャンセルはできません。会場変更については、本人の申し出により受講申込み年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- ④ 受講決定通知發送後は、理由の如何にかかわらず受講料の返金はいりません。

5. 申込み手続きの流れ

申込書がセンターに到着してから、以下に示す手続きを経て受講が決定されます。
申込み手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。



6. 講習当日の注意点

- ① 受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、第1講座①も筆記試験の出題範囲となっておりますので、熟考の上、受講を選択してください。
- ② 実地研修を受講の場合、実地研修終了後に約1週間後を期日として課題（現地調査票）の提出があります。
- ③ 本講習及び修了考査では、遅刻を認めておりません。必ず、各科目の開始前までに着席しておくようお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎてても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
※ なお、遅延証明書の発行された公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置（別日程に振替）とする場合がございます。その際は、必ず遅延証明書を取得して、事務局にご提出ください。
- ④ 講習当日は、会場の受付で受講決定通知をご提示ください。受講票・テキストは、受付時にお渡しいたします。
- ⑤ 講習期間中の宿舎ならびに昼食は、各自でご用意ください。
- ⑥ いずれの会場も駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ⑦ 大規模災害等不測の事情により、当初予定していた講習・考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。

7. 修了考査について

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。
※ 受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には第1講座①も含まれますのでご了承ください。
- ② 修了考査は、受講コースにより以下の通りです。
【建築物石綿含有建材調査者コース】 ⇒ 筆記試験（マークシート形式試験・調査票試験）

【特定建築物石綿含有建材調査者コース】 ⇒筆記試験（マークシート形式試験・調査票試験）＋口述試験
【実地研修コース】 ⇒口述試験

各コースで行う試験のすべてが満点の「60%以上」の得点をもって合格となります。

※ 口述試験前に提出いただく課題（現地調査票）の作成において、他者が作成した調査報告書の複製などの不正行為が発覚した場合、口述試験は不合格となります。

- ③ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。
- ④ 【特定建築物石綿含有建材調査者コース】を受講した方で、口述試験が不合格であっても筆記試験に合格した場合は、「建築物石綿含有建材調査者」の修了考査に合格した者とみなされ、建築物石綿含有建材調査者登録証が付与されます。
- ⑤ 修了考査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。

なお、各試験の趣旨及び過去の試験問題は、当センターホームページにて一部公開しております。

【過去の修了考査情報ページ】 <http://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

8. 修了証明書の交付、台帳登録および公開

- ① 修了考査を合格した方には一般財団法人日本環境衛生センター理事長が認定する『建築物石綿含有建材調査者』または『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。
- ② 合格者は、日本環境衛生センターで氏名、ご連絡先等を台帳に登録いたします。また、希望される方は登録情報を当センターホームページにて公開いたします。
- ③ 修了考査を合格した方の修了情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承くださいの上、お申込みください。

◇講習に関するお問い合わせ、申込書の送付先◇

一般財団法人 日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 受付事務局
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6 電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952

建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格区分番号一覧

※ 1

受講資格区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3）	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
8	8 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問） 8-b 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	11-a 建築物石綿含有調査者で、 建築物石綿含有調査者として <u>石綿含有建材の調査に関する実務経験年数が2年以上の者</u> 11-b 建築物石綿含有調査者で、受講資格区分番号「1～7、8-b～10」に該当する者	
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号

※3 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第六号

※4 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項

*受講番号

受講申込書

申込日 年 月 日

講習の種類 ✓を入れるか○で囲んでください		<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者講習(講座) <input type="checkbox"/> 特定建築物石綿含有建材調査者講習(講座+実地研修) <input type="checkbox"/> 実地研修(※建築物石綿含有建材調査者のみ受講できます)																																										
フリガナ		②生年月日(西暦)・性別		⑥写真貼付欄 サイズ4×3cm 正面、上半身脱帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したものに限り、裏面に氏名を記入してください。 この写真は講習修了後、調査者登録証に印刷されます。鮮明な写真をご用意ください。																																								
①氏名		年 月 日生()歳 男・女																																										
フリガナ	〒	TEL	携帯																																									
③自宅住所																																												
フリガナ		④勤務先名		⑦連絡先 【日中連絡先電話】 1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 【決定通知送付先住所】 1. 自宅 2. 勤務先																																								
フリガナ	〒	TEL	FAX																																									
⑤勤務先住所																																												
⑧メールアドレス	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ※小文字、大文字、ハイフン、アンダーバー、@を正確に記入してください。																																											
⑨受講会場(開催地)	講習コード	講義開催月	※消費税改正に伴い、開催月により消費税込の受講料の金額が異なります。振込の際はご注意ください。																																									
	-	20 年 月	※受講会場に関する注意事項 受講・受験する講習会場(講義、実地研修)及び試験会場(口述試験、筆記試験)は、講習コードごとに決まっております。原則、講習コードの異なる会場での受講・受験はできません。																																									
⑩業種(現在の職務内容に最も近いもの1つだけに必ず○をつけてください)																																												
1. 建築・建設業 2. 分析業 3. 解体工事業 4. 石綿除去業 5. コンサル 6. 工事業 7. 廃棄物処理業 8. 建材製造業 9. その他製造業() 10. 不動産業 11. 地方公共団体職員 12. その他()																																												
⑪受講資格に該当する最終学歴	1. 大学(建築学) 2. 短期大学(建築学) 3. 高等専門学校(建築学) 4. 高等学校(建築学) 5. その他																																											
	学校名	学部名	学科名	卒業年月 年 月																																								
⑫受講資格区分番号	個人情報の取り扱いに関する同意事項																																											
⑬実務経験年数 年 月	受講申込書に記載いただいた個人情報と、修了した方については修了情報について、官公庁へ報告させていただきます。また、当センター主催の講習・研修会等の案内資料及び関連情報の送付名簿として使用させていただきます。以下の□にチェック✓または○を記入し、同意した上でお申込みください。																																											
	<input type="checkbox"/> <u>個人情報の取り扱いに関する同意事項に同意し、受講を申込みます。</u>																																											

【実務経験年数記入時の注意事項】

- ・ 受講資格区分1～5に該当する方は建築に関する実務経験年数を記入してください。
- ・ 受講資格区分6に該当する方は建築行政または環境行政に関する実務経験年数を記入してください。
- ・ 受講資格区分7、8に該当する方は石綿含有建材の調査に関する実務経験年数を記入してください。
- ・ 受講資格区分10に該当する方は従事経験年数を記入してください。

【受講料について】

- ・ 受講料は前納となっております。納入に際しては行備え付けの振込票及びATMから直接銀行口座に振り込みし、受付明細票のコピーを同封してください。ネットバンキングでお振り込みの場合は、振込完了画面を印刷したものを同封してください。

振込先: 三菱UFJ銀行川崎駅前支店
 普通預金口座番号: 67233
 口座名義: 一般財団法人日本環境衛生センター
 ※振込手数料は、ご負担願います。
 ※開催月による受講料の消費税率にご注意ください。

【その他留意事項】

- ・ 天災地変等不測の事情により、当初予定していた講習・考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償は致しません。予めご了承の上お申し込みください。

様式－２

実務経験証明書

※実務経験証明書はコピーではなく、原本をお送りください。

氏名	受講資格区分	業 種 (該当するものの番号に必ず○をつけてください)
		1. 建築・建設業 2. 解体業 3. 分析業 4. 石綿除去業 5. コンサル 6. 工事業 7. 廃棄物処理業 8. 建材製造業 9. その他製造業() 10. 不動産業 11. 地方公共団体職員 12. その他 ()

勤務先名 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間と実績年月数 (a)		地位・職位	職務内容※1	石綿含有建材の 調査に関する業 務の割合(b)	石綿含有建材調査の 実務経験年数 (a) × (b)
		年 月～ 年 月	年 ヶ月			%	年 ヶ月
		年 月～ 年 月	年 ヶ月			%	年 ヶ月
		年 月～ 年 月	年 ヶ月			%	年 ヶ月
		年 月～ 年 月	年 ヶ月			%	年 ヶ月
		年 月～ 年 月	年 ヶ月			%	年 ヶ月
● 一枚で不足する場合はコピーして使用してください。	受講資格区分1～6、9、10に該当する方の 実務経験年数の合計 ※2		年 ヶ月		受講資格区分7、8、11に該当する方の 石綿含有建材の調査に関する実務経験年数の合計 ※3		年 ヶ月

※1 受講資格区分1～5の方は建築、6に該当する方は建築行政、7～8、11の方は石綿含有建材の調査に関する実務経験内容を記入してください。

※2 受講資格区分1～6、9、10の方は(a)の年月数の合計をそのまま記入してください。

※3 受講資格区分7～8、11の方は(a) × (b)で実務経験年数を算出して記入してください。

上記の通り相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

現在の所属する機関

現在の上職の氏名及び印 (印)

(所属職位を記載)

上職に実務経験の証明が得られない場合 (自身が会社代表である場合等) は、以下に理由を記載し、署名・押印してください。

理由:

実務経歴の確認のために、追加書類の提出等を求められた場合は速やかに提出します。

本人署名: (印)

※過去の実務経験が現在の所属機関と異なる場合でも、現在の上職の印のみで結構です。

※ 代表者自らが受講する場合には、実務経験内容等の証明の根拠として、事務所登録、建設業許可証、会社定款のいずれかの写しなどを同封してください。

■本申込書添付の資格証・修了証(必ず○をつけてください)

- ・ 石綿作業主任者技能講習修了証(コピー)
- ・ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証(コピー)
- ・ 作業環境測定士登録証(コピー)

- ・ 学校卒業証明書(原本のみ)
- ・ 地方公共団体発令通知(コピー)
- ・ 地方公共団体職務履歴証明書(コピー)
- ・ 事務所登録(コピー)

- ・ 建設業許可証(コピー)
- ・ 会社定款(コピー)
- ・ その他()
- ・ 無し

様式-3

注意：写真(様式-1と同じもの)を添付し、氏名を記入してください。

切り抜き線↓

	建築物石綿含有建材調査者講習 受講票			
切り抜き線→	事務局 使用欄	サイズ4×3cm 正面、上半身脱帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したものに限り。様式-1と同じ写真を貼ってください。裏面に氏名を記入してください	*受講番号 _____ _____	氏名 _____ _____
			*講義 _____ _____	*実地研修 _____ _____

←切り抜き線

* 印の欄は記入しないでください。

■必要な書類一覧

受講資格区分番号	受講申込書(様式-1)	実務経験証明書(様式-2)	受講票(様式-3)	各種証明書	銀行振込票の写し※
1	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
2	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
3	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
4	○	○	○	卒業証明書、履修科目証明書の原本	○
5	○	○	○	-	○
6	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
7	○	○	○	講習を修了したことが証明できる書類等の写し	○
8	○	△*	○	・講習を修了したことが証明できる書類等の写し *特定コース、実地研修コースを受講の場合、実務経験証明書が必要	○
9	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
10	○	○	○	発令通知または職務履歴証明書等の写し	○
11	○	○	○	建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書(登録証)の写し	○
【注意事項】	写真貼付	・全欄記入 ・証明印が必要	・氏名欄記入 ・様式-1と同じ写真を貼付	〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合:会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知の写し	※

※ネットバンキングで振込の場合は、振込完了画面のコピーを同封してください。

【受講資格区分番号1, 2, 3, 4】

卒業証明書(卒業証書ではない)の原本を同封してください。卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書(原本)若しくは成績証明書(原本)も合わせて同封してください。

* 平成21年以降に当該学校に入学された方は、(卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていても)必ず履修科目証明書(原本)が必要になります。

【受講資格区分番号6, 9, 10】 発令通知または職務履歴証明書等のコピーを同封してください。

【受講資格区分番号7-a, 7-b】

「特定化学物質等作業主任者技能講習」、「第一種作業環境測定士」または「第二種作業環境測定士の資格証(登録証)」のコピーを同封してください。

【受講資格区分番号8, 8-b】 「石綿作業主任者技能講習」を修了したことが証明できる書類のコピーを同封してください。

【各区分共通】

代表者自らが受講する場合、実務経験内容等の証明の根拠として、事務所登録、建設業許可証、会社定款のいずれかの写し等を同封してください。

【受講資格区分番号11】 当センターまたは他講習修了機関発行の修了証明書または登録証のコピーが必要となります。